五・六　（略）

七　申請者が法第四十五条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八　申請者が法第四十五条第三号から第六号までに該当しない旨を誓約する書面

九～十二　（略）

（心身の故障により判定の業務を適正に行うことができない者）

第三十四条の二　法第四十五条第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により判定の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿の記載事項）

第三十五条　法第四十六条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（公示事項）

第三十六条　法第四十七条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る事項の変更の届出）

第三十七条　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十七条第二項の規定により法第四十六条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更をしようとするときは、別記様式第四十三による届出書に第三十四条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の更新）

第三十八条　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第四十四による申請書に第三十四条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

2　（略）

（承継の届出）

第三十九条　法第四十九条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第四十五による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一　法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者にあっては、別記様式第四十六による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあったことを証する書面

二　法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であって、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあっては、別記様式第四十七による事業相続同意証明書及び戸籍謄本

三　法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外の者にあっては、別記様式第四十八による事業相続証明書及び戸籍謄本

五・六　（略）

七　申請者が法第四十条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八　申請者が法第四十条第三号から第六号までに該当しない旨を誓約する書面

九～十二　（略）

（心身の故障により判定の業務を適正に行うことができない者）

第三十四条の二　法第四十条第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により判定の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿の記載事項）

第三十五条　法第四十一条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（公示事項）

第三十六条　法第四十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る事項の変更の届出）

第三十七条　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十二条第二項の規定により法第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更をしようとするときは、別記様式第四十三による届出書に第三十四条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の更新）

第三十八条　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十三条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第四十四による申請書に第三十四条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

2　（略）

（承継の届出）

第三十九条　法第四十四条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第四十五による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一　法第四十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者にあっては、別記様式第四十六による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあったことを証する書面

二　法第四十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であって、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあっては、別記様式第四十七による事業相続同意証明書及び戸籍謄本

三　法第四十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外の者にあっては、別記様式第四十八による事業相続証明書及び戸籍謄本